

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成24年12月6日(2012.12.6)

【公開番号】特開2011-95052(P2011-95052A)

【公開日】平成23年5月12日(2011.5.12)

【年通号数】公開・登録公報2011-019

【出願番号】特願2009-247945(P2009-247945)

【国際特許分類】

G 01 N 33/53 (2006.01)

G 01 N 33/569 (2006.01)

G 01 N 33/543 (2006.01)

G 01 N 27/62 (2006.01)

【F I】

G 01 N 33/53 S

G 01 N 33/569 B

G 01 N 33/543 5 4 1 A

G 01 N 27/62 V

【手続補正書】

【提出日】平成24年10月17日(2012.10.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

下記の工程(A)～(E)を含む、感染症の罹患の有無の検出方法：

(A) 被験動物より採取した試料と、抗ペントラキシン3抗体が結合した担体とを接触させる工程、

(B) 前記担体を回収する工程、

(C) 工程(B)で回収した担体から、抗ペントラキシン3抗体に捕捉された前記試料に由来する成分を分離し、該成分を濃縮する工程、

(D) 工程(C)で濃縮された成分中のペントラキシン3及びアズロシジンの有無又はその量を調べる工程、

(E) 工程(D)の結果に基づいて、感染症の罹患の有無を検出する工程。

【請求項2】

工程(A)における被験動物より採取した試料が、ヘパリン処理若しくはエチレンジアミン四酢酸処理された血漿、血清又はそれらの組み合わせである、請求項1に記載の検出方法。

【請求項3】

感染症が敗血症である、請求項1又は2に記載の検出方法。

【請求項4】

工程(A)における担体が、プロテインGで被覆されていることを特徴とする、請求項1～3のいずれか1項に記載の検出方法。

【請求項5】

工程(C)の次に、さらに工程(C')を含む、請求項1～4のいずれか1項に記載の検出方法：

(C') 工程(C)で濃縮された成分を分解する工程。

**【請求項 6】**

工程 ( C' ) における分解がトリプシン消化である、請求項 5 に記載の検出方法。

**【請求項 7】**

工程 ( E ) における感染症の罹患の有無の判断が、被験動物について得られる工程 ( D ) の結果を、正常対照について得られる工程 ( D ) の結果と対比して、ペントラキシン 3 及びアズロシジンが存在すること又はその量が増加していることを指標として行われる、請求項 1 ~ 6 のいずれか 1 項に記載の検出方法。

**【請求項 8】**

下記の工程 ( a ) ~ ( g ) を含む、感染症の罹患の有無及び感染症の病原菌の同時検出方法：

- ( a ) 被験動物より採取した試料と、抗ペントラキシン 3 抗体が結合した担体とを接触させる工程、
- ( b ) 前記担体を回収する工程、
- ( c ) 工程 ( b ) で回収した担体から、抗ペントラキシン 3 抗体に捕捉された前記試料に由来する成分を分離し、該成分を濃縮する工程、
- ( d ) 工程 ( c ) で濃縮された成分の質量分析をする工程、
- ( e ) 工程 ( d ) の分析結果に基づいて、ペントラキシン 3 に結合する分子を同定する工程、
- ( f ) 工程 ( e ) の同定結果に基づいて、ペントラキシン 3 及びアズロシジン、並びに細菌又は真菌由来分子の有無又はその量を調べる工程、
- ( g ) 工程 ( f ) の結果に基づいて、感染症の罹患の有無及び感染症の病原菌を検出する工程。

**【請求項 9】**

工程 ( a ) における被験動物より採取した試料が、ヘパリン処理若しくはエチレンジアミン四酢酸処理された血漿、血清又はそれらの組み合わせである、請求項 8 に記載の検出方法。

**【請求項 10】**

感染症が敗血症である、請求項 8 又は 9 に記載の検出方法。

**【請求項 11】**

工程 ( a ) における担体が、プロテイン G で被覆されていることを特徴とする、請求項 8 ~ 10 のいずれか 1 項に記載の検出方法。

**【請求項 12】**

工程 ( c ) の次に、さらに工程 ( c' ) を含む、請求項 8 ~ 11 のいずれか 1 項に記載の検出方法：

- ( c' ) 工程 ( c ) で濃縮された成分を分解する工程。

**【請求項 13】**

工程 ( c' ) における分解がトリプシン消化である、請求項 12 に記載の検出方法。

**【請求項 14】**

工程 ( g ) における感染症の罹患の有無及び感染症の病原菌の判断が、被験動物について得られる工程 ( f ) の結果を、正常対照について得られる工程 ( f ) の結果と対比して、ペントラキシン 3 及びアズロシジン、並びに細菌又は真菌由来分子が存在すること又はその量が増加していることを指標として行われる、請求項 8 ~ 13 のいずれか 1 項に記載の検出方法。

**【請求項 15】**

抗ペントラキシン 3 抗体が結合した担体、並びにペントラキシン 3 及びアズロシジンを検出し得る物質を含有してなる、感染症の診断用キット。

**【請求項 16】**

前記担体が、プロテイン G で被覆されていることを特徴とする、請求項 15 に記載の診断用キット。

**【請求項 17】**

ペントラキシン3及びアズロシジンを検出し得る物質が、ペントラキシン3及びアズロシジンの質量分析に用いられ得る内部標準物質、又はペントラキシン3及びアズロシジンを認識する抗体、リガンド及び受容体からなる群より選択される一以上の分子である、請求項1\_5又は1\_6に記載の診断用キット。

【請求項18】

ペントラキシン3及びアズロシジンを含んでなる、感染症の疾患マーカー。

【請求項19】

ペントラキシン3とアズロシジンとが複合体を形成してなる、請求項1\_8に記載の疾患マーカー。

【請求項20】

感染症が敗血症である、請求項1\_8又は1\_9に記載の疾患マーカー。